



2022年12月23日

各位

会社名 東京高压山崎株式会社
(コード番号 7139 TOKYO PRO Market)
代表者名 代表取締役社長 前田 浩正
問合せ先 上席執行役員 管理本部長 江口 康久
T E L 03-3409-7541
U R L <https://www.tokyo-koatsu.com/>

当社及び当社子会社に対する訴訟の和解に関するお知らせ

当社及び当社子会社のメーカー株式会社（以下「メーカー社」という。当社及びメーカー社を総称して以下「当社ら」という。）は、メーカー社の元役員（以下「原告」という。）から訴訟（以下「本件訴訟」という。）を提起されておりましたが、今般、当社らと原告間で和解が成立いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 訴訟の提起から和解に至るまでの経緯

当社は、2017年9月29日付でメーカー社の大株主であり、代表取締役社長であった原告から保有するメーカー社株式のすべて（保有比率：76%）を取得しました。

その後、メーカー社は、2017年9月29日付の臨時株主総会（以下「当該総会」という。）の有効性について疑義が生じたため、当該総会の有効性について社内調査を実施しました。社内調査の結果、当該総会が不存在であると判断し、2020年5月29日に取締役を退任した原告に対して役員退職慰労金（2億4,000万円）の支払いを留保しました。

これに対し、原告は、メーカー社が役員退職慰労金を支給しないことを不服として2020年7月28日に東京地方裁判所に損害賠償金2億6,730万円及び付帯する年3分の遅延損害金の支払いを求め本件訴訟を提起しました。

なお、メーカー社は、上記のとおり当該総会が不存在であると判断したため、2020年10月9日付で臨時株主総会を開催して原告に対する役員退職慰労金贈呈の件を改めて決議承認し、2020年10月20日付で8,200万円を原告に支払いました。

当社は、第一審を通じて、原告の主張には理由がないものとして、自らの主張の正当性を訴えてまいりましたが、この度、東京地方裁判所から和解勧告がなされ、訴訟の長期化による当社らの事業に与える影響等も踏まえ、総合的に勘案した結果、和解により早期に本件の解決を図ることが最善の策であると判断し、裁判上の和解（以下「本件和解」という。）をすることといたしました。

2. 和解の内容

- (1) メーカー社は、原告に対し、2022年12月30日限り、本件解決金として金1億3,500万円を支払う。
- (2) 原告は、当社に対する請求を放棄する。
- (3) 原告は、メーカー社に対するその余の請求を放棄する。

3. 今後の見通し

本件和解により、2023年5月期において、1億3,500万円を訴訟和解金として特別損失に計上する見込みです。なお、2023年5月期連結業績への影響につきましては、本日公表いたしました「通期業績予想の修正に関するお知らせ」に記載の2023年5月期の連結業績予想に織り込んでおります。

以上